

議案第73号

天理市名阪高架下駐車場条例の制定について

天理市名阪高架下駐車場条例を次のように制定しようとする。

平成20年12月4日提出

天理市長 南 佳 策

天理市名阪高架下駐車場条例

(設置)

第1条 道路交通の円滑化を図り、もって地域住民の利便に資するため、本市に天理市名阪高架下駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市名阪高架下駐車場	天理市櫛本町364番地3

(駐車できる車両の範囲)

第3条 駐車場に駐車することができる車両は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する自動車の種類のうち、普通自動車(長さ5.00メートル以下、幅1.90メートル以下及び高さ2.30メートル以下のものに限る。)とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用者の範囲)

第4条 駐車場を使用することができる者は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和37年政令第329号)第1条第1号の要件を満たすものとする。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、駐車場の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(使用日)

第6条 駐車場は、年間を通じて終日使用に供するものとする。ただし、指定管理者が駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、市長の承認

を得て、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場の使用に関する事。
- (2) 駐車場の施設、設備及び器具(以下「施設等」という。)の維持管理
(大規模な改修に係るものを除く。)に関する事。
- (3) その他駐車場の管理に関し市長が必要と認める業務

(使用の許可)

第8条 駐車場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場の使用を制限することができる。

- (1) 駐車場の施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 発火性、引火性等の危険物を積載しているとき。
- (3) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (4) 他の車両の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- (5) 駐車場の管理上支障があるとき。

(禁止行為)

第10条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げる事。
- (2) 駐車場の施設等を損傷する事。
- (3) 火気を使用する事。
- (4) みだりに騒音を発する事。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害する事。
- (6) その他駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(使用料)

第11条 駐車場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額の使用料を毎月末日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者は、使用許可を受けた際、当該許可を受けた期間の使用料を一括納付することができる。

(使用料の免除)

第12条 市長は、本市の機関が駐車場を使用するときは、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、規則で定める場合を除き、還付しない。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、第三者にその権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第15条 使用者が、駐車場の施設等を滅失し、又は破損したときは、使用者において原状に回復しなければならない。

(駐車場内における損害の責任)

第16条 駐車場内において駐車車両について発生した盗難、損傷等の損害又は人身に対して発生した損害については、当該損害が市の責めに帰すべき理由によるものでないときは、市はその賠償の責めを負わない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第11条関係)

天理市名阪高架下駐車場使用料

区 分		1区画あたり月額使用料
高架下	内側	1,300円
	外側	1,100円